

公 売 公 告

下記により県営林の立木を一般競争入札をもって売り払うので公告する。

令和8年3月9日

鹿児島県知事 塩田 康一



- 1 入札物件 末尾明細書のとおり
- 2 物件所在地 末尾明細書のとおり
- 3 入札日時 令和8年4月6日(月)午後1時45分から
(受付:午後1時15分から午後1時30分)
- 4 入札場所 鹿児島県庁 13階 13-環-1会議室
- 5 現場案内
参加を希望される方は令和8年3月16日(月)までに当公売公告19に記載してある担当部局に連絡してください。
 - ・日 時 令和8年3月18日(水)午後2時00分から
 - ・集合場所 内之浦県有林事務所
(住所:肝属郡肝付町岸良229)
- 6 売買代金
全額即納を原則とするが、売買代金が100万円以上で金融機関が支払保証をした約束手形による担保の提供及び年2.5パーセントの割合をもって計算した額の延納利息の支払が可能と認められる場合は、代金の8割以内の額について6ヵ月以内の期間延納特約にも応ずる。
- 7 次の各号の一に該当するときには、入札に参加できない。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - (2) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者



についてもまた同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者。

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成26年4月18日一部改正）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者。

暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者ではない旨の誓約書を提出する必要がある。

- (4) 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む）又は木材卸売業を営んでいない者。

なお、上記業を営む者の確認は次の各号のいずれかによることとする。

ア 過去2年以内の素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業者を含む。）又は木材卸売業における売買契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し。

イ 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。）又は木材卸売業を営む者で構成される団体又は会社の場合は直近年度の決算書の写し。

ウ 他都道府県において木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録を受けている場合はその登録書の写し。

エ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業事業体改善計画の認定を受けた事業体（以下、認定事業体という。）の場合は知事による認定通知書の写し。

ただし、営業内容において素材生産業、製材業及び木材流通業のいずれか一つを含む認定事業体に限る。

オ 鹿児島県林材協会連合会所属員証の写し。

カ その他これらに準じる書類の写し。

- (5) 造林（植栽）を実施した実績のない者。

なお、造林を実施した実績のある者の確認は各号のいずれかによることとする。

ア 過去5年以内の造林事業等における契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し。

イ その他これに準じる書類の写し。

8 入札方法

- (1) 入札者は、現物を熟覧するとともに、県の入札上の注意事項を熟知の上入札すること。

- (2) 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。



(3) 入札に参加しようとする者は、令和8年3月26日(木)までに当公売公告19に記載してある担当部局に持参又は郵便(必着)により入札参加申込みをしなければならない。

なお、入札参加申込みは、7(4)のアからカのいずれか及び7(5)のア又はイを添えて行うものとする。

9 郵便入札、電信入札は認めない。

10 入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の5以上の額とする。

(1) 落札者の入札保証金は、売買契約締結日まで還付しないが、落札しなかった者の入札保証金は、入札終了後、入札保証金還付請求書と引き換えに還付する。

(2) 入札者が法人若しくは個人名で業を営んでいる者の場合、一定額以上の入札保証金を還付するとき、その入札保証金領収書1枚毎に200円の収入印紙が必要となる。

11 入札保証金の納付は、入札保証金納付書に現金又は入札保証金に代わる担保として次の書類を添えて行うものとする。

ただし、保険会社との間において鹿児島県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した保険証券を提出する場合又は入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)入札保証金の納付を免除する。

(1) 政府の保証のある債券。

(2) 契約当事者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手。

(3) 契約当事者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書きをした手形。

(4) 郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書(差出人が受取人を指定しないものに限る。)

12 開札は、入札終了後直ちに行う。

13 次に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札。

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札。

(3) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札。

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札。

(5) 入札書の記載事項(入札年月日及び住所を除く。)が判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書に

よる入札。

- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (7) 民法第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過小の場合の入札。
- (9) 前各号のほか法令及び県で定めた入札条件に違反した入札。



14 入札当日の主なる持参品

- (1) 入札書類に使用する印鑑。
- (2) 入札代理人は代理権を証する委任状（1件毎に）。
- (3) その他必要なもの。

15 落札

落札は、予定価格を超えた最高額の入札者をもって落札者とする。

ただし、予定価格を超えた最高額と同額入札者が二人以上あったときは、開札の場で抽選により落札者を決定する。

また、落札者が、大隅地域振興局で入札が行われる次の業務委託を落札しなかった時は、契約を解除するものとする。

- ・業務委託名：「令和 8 年度県営林経営事業（造林事業）」
- ・執行機関：大隅地域振興局（林務水産課）
- ・事業箇所：本入札物件と同じ
- ・事業内容：立木処分（伐採）跡地の再造林
- ・入札時期：令和 8 年 5 月以降（本入札物件入札後）

- 16 落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案に契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）及び「消費税及び地方消費税」に係る課税業者、免税業者である旨の届出書を添えて提出しなければならない。

ただし、電子契約の場合は、契約書の案の提出に代えて契約書の電磁記録を電子メールで提出するものとする。

- 17 売買代金の納入について延納特約をしようとする者は、前項の売買契約書と同時に延納特約申込書を提出しなければならない。

- 18 以上のほか鹿児島県県営林管理規則、鹿児島県契約規則等による。

- 19 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課 県営林係
住所 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 (099)-286-3396 (直通)



入札物件の所在地及び明細

1 入札物件名 内之浦県有林立木売却処分

2 所在地 肝属郡肝付町岸良 1531-3

3 入札物件明細書

区分	樹種	面積	本数	材積	搬出期限	備考
立木	スギ	5.62ha	4,541本	5,268.50m ³	契約物件 引渡し後 12ヶ月以内	28-カ-2小班外
	ヒノキ		525本	152.30m ³		
	計	5.62ha	5,066本	5,420.80m ³		